

静岡県立農林環境専門職大学自己点検・評価規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学（以下「本学」という。）の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自己点検評価委員会)

第2条 自己点検・評価を行うため、本学に、静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会（以下「自己点検評価委員会」という。）を置く。

2 自己点検評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(自己点検・評価事項)

第3条 自己点検評価委員会は、次の各号に掲げる事項についての自己点検・評価を行う。

- (1) 本学の在り方及び目標に関すること。
- (2) 教育活動に関すること。
- (3) 研究活動に関すること。
- (4) 教員組織に関すること。
- (5) 社会との連携に関すること。
- (6) 学生生活に関すること。
- (7) 施設設備及び環境に関すること。
- (8) 管理運営及び組織機構に関すること。
- (9) その他自己点検評価委員会が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項に係る具体的な点検項目は、自己点検評価委員会が定める。

(第三者等による評価)

第4条 自己点検評価委員会は、前条に規定する点検項目について行った自己点検・評価結果に関し、第三者又は第三者機関の評価を受けるものとする。

(報告書等の作成及び公表)

第5条 自己点検評価委員会は、実施した自己点検・評価を取りまとめ、報告書として公表する。

(評価結果に対する対応)

第6条 学部、図書館及び事務局（以下「学部等」という。）の長及び学長は、自己点検評価委員会が評価により改善が必要と認めた事項について改善に努めるものとする。

2 学長は、自己点検評価委員会が行った評価の結果に基づき、全学に係る事項で、関連する学内の委員会で改善策を検討することが適当と認められるものについては、当該委員会に検討を指示することができる。

3 学長は、自己点検評価委員会が行った評価の結果に基づき、学部等に係る事項で改善策を検討することが適当と認められるものについては、当該学部等に検討を指示することができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価及び第三者評価の実施に関して必要な事項は、自己点検評価委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。